

平成二十年一月二十九日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一六九第八号

平成二十年一月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と

国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの調査の状況等については、衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号）等で繰り返し述べたとおりである。

三から八までについて

御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実と反する記述の例示として掲載することを決定したものであり、決裁書は作成されていない。

九から十二までについて

「潮の舞」を含め在外公館に配置されている美術品の所在について外務省に対し問い合わせがなされたことはあるが、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことについては、これまでに衆議院議員鈴木宗男

君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する質問に対する答弁書（平成十九年六月五日内閣衆質一六六第二五〇号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する再質問に対する答弁書（平成十九年六月二十九日内閣衆質一六六第四〇五号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する第三回質問に対する答弁書（平成十九年七月十日内閣衆質一六六第四四〇号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する質問に対する答弁書（平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二六六号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する再質問に対する答弁書（平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第二九九号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回質問に対する答弁書（平成十九年十二月二十八日内閣衆質一六八第三四七号）及び衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号）において明らかにしている。